

平成16年（行ウ）第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越 啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

「進行についての意見」についての意見書

平成21年2月23日

千葉地方裁判所民事第3部合議5係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴

義 聖



被告千葉県知事外2名指定代理人

鈴木

信 行

川島

雄 子



被告千葉県知事指定代理人

高澤

秀 昭

古谷野

克 己

青木

高 臣

元吉

博 保

松丸

忠 幸

永田

一 海



被告千葉県水道局長指定代理人

海保

芳 久

大類

直 樹

高野

幸 宏

高橋

豊 高



被告千葉県企業庁長指定代理人

鈴 鹿 春  
柏 原 憲  
篠 原 健  
土 屋 直  
平 野 誠



平成21年2月18日付けの原告らの「進行についての意見」について、以下のとおり意見を述べる。

1 第1の1（菊川関東地方整備局長関係）について

関東地方整備局長の証人尋問の実施は、不要かつ不適切である。

- (1) およそ公金の支出等の財務会計行為の非違が争われる住民訴訟において、対象となる財務会計行為が違法であることを立証しようとするための証人尋問の申出は、当該証人により立証しようとする事実を明らかにすることはもちろん、その事実により当該訴訟の対象となっている財務会計行為（本件では、治水に関する地方負担金の支出、利水に関する負担金の支出等）が財務会計法規上の義務に違反して違法になる等の理由を明らかにした上で行うべきものである。前者は当然のことであり、後者は、それが明らかにされない限り、財務会計行為の非違の立証としては無意味なものでしかないからである。

しかし、原告らは、関東地方整備局長に関し、千葉県が八ッ場ダムに参画する利益がないというのみであり（平成21年2月2日付け原告ら証拠申出書）、証人尋問として無意味な申出でしかない。

- (2) また、関東地方整備局は、河川行政のみならず、道路行政、港湾・空港行政、都市・住宅・建築行政、官庁営繕行政等多岐にわたる事務を所掌しており、回答書の名義が同局局長だからその職にある者の証人尋問の申出をするというのでは、行政組織を知らない非常識な申出と言われてもやむを得ないが、治水関係については、同局の河川行政の責任者である元河川部長（河崎和明）の証人尋問が既に水戸地方裁判所で実施され、その調書等（乙334号証＝甲F1号証、乙335号証の1～18）も貴庁に提出済みであって、重複しており、不要である。

なお、国の治水行政に関する事務は、事務監査請求や住民監査請求(住民訴訟)の監査委員の監査の対象とはならないため、水戸地裁における河崎証人の喚問を含め、その実施には問題なしとしない。

(3) その他の主張についてコメントする。

ア 原告らは、被告らが証拠の後出しをしたなどと述べているが、被告らは国の事務である治水関係の国土交通省への照会・回答を順次提出しており、また、そもそも事務監査請求や住民監査請求(住民訴訟)の対象とし得ない国の治水行政を取り上げているのは原告らであって、被告らの反証活動に後出しなどと言われる理由はない。

イ 原告らは、被告らは大熊氏の意見書に対する反対尋問権を放棄したが、原告らはこの意見書等に対する菊川関東地方整備局長名義の回答書に対する反対尋問権を放棄しないと述べているが、趣旨不明であり、刑事事件との混同であろうか。要は、関東地方整備局長の尋問をしたいということなのであろう。

ウ また原告らは、新聞報道について述べているが、被告らの準備書面(23)8頁2行目及び乙384号証で紹介したように誤報記事である(取材源は不明である。)。なお、これが報じられた当日の本年1月23日(前橋地裁における本件と同種事件の最終弁論期日)、前橋地裁において、被告ら代理人(伴)からこの記事を執筆したという記者に対し、口頭で抗議がなされている。

2 第1の2(堂本知事関係)について

堂本知事の証人尋問の実施は、不要かつ不適切である。

(1) 上記1(1)の点に関し、原告らは、立証の対象について、最近の川辺川ダム事業の休止等を含め堂本知事の主観的認識や

違法な先行行為の是正可能性などの検証にあるとし、また、それと本件の財務会計行為との関係について、「違法性の承継」が問題になるなどと述べているだけであって、証人尋問の申出の体をなしていないと言わざるを得ない。

要するに、千葉県知事を法廷に呼び出し、八ッ場ダム建設事業に反対する立場から、それに賛成する立場の知事に対し、川辺川ダム事業等の休止の例やダム建設による環境問題を含め、あれこれ尋問したいということなのであろうが、このような政治ショーが立証の対象となるものでないことは言うまでもなく、また、原告らにこのような問答をする資格や権限がないことも言うまでもない。

(2) さらに原告らは、ダム建設による環境破壊についての認識と見解を千葉県知事に尋問する必要があるとも述べているが、この点は国（国土交通省）の問題であり、千葉県に関して、しかもわざわざ同県知事に対し尋問するなどということは全くの的外れである。

(3) その他原告らが述べる三番瀬事件の点を含め、堂本知事の証拠採否については、平成20年7月17日付けの被告らの「証拠採用についての補充意見書に対する意見書」の1（3～5頁）及び同年6月23日付け「証拠申出に対する意見書」の第2の3（2）ア（7～9頁）に述べたとおりである。

なお、八ッ場ダム建設事業について、堂本知事は、平成20年2月定例県議会において「治水と利水の両面から本県にとって必要なものと考えております。」と、また、平成20年9月定例県議会において「八ッ場ダム建設は治水、利水の両面で本県にとって重要であると考えております。」等答弁し（乙397号証の1～3）、平成21年2月定例県議会においても、同様の答弁が行われている。

### 3 住民訴訟の濫用との関係について

原告らの従前の主張やこの原告らの「進行についての意見」から明かなとおり、原告らは、形だけ財務会計行為（公金の支出）を掲げてはいるが、その非違との関係を何ら明らかにすることなく、本訴で専ら国の利根川等の河川行政のあり方や千葉県の水道行政のあり方等を争点として争っているものである。このため、この点の原告らの主張は主張自体失当と言えるが、それにとどまらず、本訴請求は被告らの準備書面（24）の第1（3～8頁）に述べたように、住民訴訟の濫用として却下されるべきものである。このような訴訟で、堂本知事等の証人尋問を実施することはきわめて不適切と言わざるを得ない。

### 4 第2（弁論終結の上申書関係）について

原告らは、被告らの弁論終結の上申書につき、牽強付会、裁判所の訴訟指揮の否定、無反省で旧態依然、不遜などと非難しているが、本意見書のほか被告らの準備書面（24）の第1（3～8頁）を一読して頂ければ、このような主張が不当であることは明らかと思われる。

また、この原告らの「進行についての意見」は、被告らの上記準備書面（24）の主張を裏付けていると言える。

### 5 まとめ

本件については、直ちに弁論を終結されたく上申する。

なお、同種事件については、被告ら代理人の知る限り、東京地裁（平成20年11月25日）のほか、水戸地裁（平成21年1月21日）と前橋地裁（同月23日）においても終結している。

以上